

土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）（河川堆積土砂撤去）の試行要領 【発注者指定型】

（趣旨）

第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「ICT 活用工事（ICT 土工）（河川堆積土砂撤去）【発注者指定型】」（以下、「ICT 土工（河川堆積土砂撤去）」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。

（ICT 活用工事）

第 2 条 ICT 土工（河川堆積土砂撤去）とは、以下に示す施工プロセス（①～⑤）において ICT を活用する工事とする。

【施工プロセス】

① 3 次元起工測量

工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、下記 1）～ 8）から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、前工事または設計段階での 3 次元データが活用できる場合においては、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施しても、ICT 活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 3) TS 等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) RTK-GNSS を用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) 音響測深機器を用いた起工測量

② 3 次元設計データ作成

①で計測した測量データと、発注者が付与する発注図面データを用いて、ICT 建設機械による施工、及び 3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。

③ ICT 建設機械による施工

②で作成した 3 次元設計データを用い、下記 1）～ 4）に示す ICT 建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 31 日 国土交通省告示第 240 号）付録 1 測量機器検定基準 2-6 の性能における検定基準を満たすこと。

- 1) 3 次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術
- 2) 3 次元マシンコントロール（バックホウ）技術
- 3) 3 次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術
- 4) 3 次元マシンガイダンス（バックホウ）技術

※現場条件により、③ I C T建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は発注者との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合も I C T活用工事とするが、丁張設置等には積極的に 3 次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3 次元出来形管理等の施工管理

③による工事の施工管理において、以下（１）（２）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、出来形管理図表（ヒートマップ）を作成し、出来形の良否を判定する管理手法（面管理）とし、以下 1）～ 4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1 m 間隔以下（1 点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3 次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下 1）～ 4）を原則とするが、現場条件等により以下 5）～ 10）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし以下 5）～ 10）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3 次元出来形管理・3 次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5）T S 等光波方式を用いた出来形管理
- 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7）R T K－G N S Sを用いた出来形管理
- 8）施工履歴データを用いた出来形管理
- 9）音響測深機器を用いた出来形管理
- 10）地上写真測量を用いた出来形管理

なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、発注者との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択しても I C T活用工事とする。

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、土工の品質管理（締固め度）について、「T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又は R I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、発注者と協議の上、T S・

G N S Sを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合も I C T活用工事とする。

⑤ 3次元データの納品

①～④にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

- 2 I C T土工（河川堆積土砂撤去）の実施にあたり、施工プロセス（①～⑤）のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。

なお、プロセスの選択は、「③ I C T建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。

（対象とする工事）

第3条 I C T土工（河川堆積土砂撤去）は、設計金額 2,000 万円以上かつ土工量が施工箇所 1 箇所あたり 1,000m³ 以上の河川堆積土砂撤去工事を全て対象とする。ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。I C T活用工事（I C T土工）【発注者指定型】の対象とする工事は除く。

（試行対象工事の調査）

第4条 技術企画課は、必要に応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。

（発注）

第5条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。

- 2 発注機関は、試行工事の発注に当たり入札公告に I C T土工（河川堆積土砂撤去）であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行うこととする。

（I C T活用工事の実施手続）

第6条 I C T土工（河川堆積土砂撤去）の実施にあたっては、受注者は協議書（I C T活用工事計画書）を発注者へ提出するものとする。

（設計変更）

第7条 発注者は、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3次元起工測量・3次元設計データ作成、I C T施工および3次元出来形管理にかかる経費を設計変更により計上する。

- 2 3次元設計データにより算出した数量による設計変更は下記のとおりとする。
- (1) 発注者は、受注者に対して3次元設計データを活用した数量算出を指示する。
 - (2) 数量算出は、受注者において3次元起工測量結果と作成した3次元設計データを用いて土木工事数量算出要領（案）に定められた3次元CADソフト等を用いた方式（点高法、TIN法、プリズモイダル法）により行う。
 - (3) 受注者は、3次元設計データチェックシートの提出と併せて、(2)により算出した結果が示された3次元ビューワーを発注者へ提出する。
 - (4) 発注者は、提出された3次元ビューワーにより数量を確認し、相違がない場合は、3次元ビューワーにより確認した数量を変更数量として設計変更を行う。
 - (5) 発注者は、数量算出結果が表示された3次元ビューワーの画面キャプチャを、設計図書の数量計算書へ添付する。

（工事成績）

第8条 ICT土工（河川堆積土砂撤去）を第2条に示す全ての施工プロセスで実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で2点を加点するものとする。
なお、施工プロセスを選択して実施した場合は1点を加点するものとする。

（アンケート調査）

第9条 受注者は、別紙の「ICT活用工事実施にかかるアンケート調査」を提出するものとする。

（監督・検査）

第10条 ICT土工（河川堆積土砂撤去）を実施した場合の対象工種の監督・検査については、以下の国土交通省が定める関連要領等の令和8年10月1日時点のものを適用するものとする。

※関連要領等（要領関係等（ICTの全面的な活用）国土交通省HPより）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する
令和元年8月22日改定（令和元年9月1日適用）
令和2年6月22日改定（令和2年7月1日適用）
令和3年6月28日改定（令和3年7月1日適用）
令和4年9月15日改定（令和4年10月1日適用）
令和5年9月26日改定（令和5年10月1日適用）
令和7年9月30日改定（令和7年10月1日適用）
令和8年9月30日改定（令和8年10月1日適用）